

## 宇宙科学研究所図書室文献複写規則

平成 17 年 7 月 1 日 宇宙科学研究本部長決定第 17-3 号  
改正 令和元年 11 月 29 日 宇宙科学研究所長決定 令和第 1-8 号

### (目的)

第 1 条 この規則は図書館等規程（規程第 17-63 号。以下、「規程」という。）第 7 条に基づき宇宙科学研究所図書室（以下「図書室」という。）において文献複写を利用する際に必要な事項を定めることを目的とする。

### (受託の条件)

第 2 条 前条に規定する文献複写は、教育・研究の用に供することを目的とする場合に限るものとする。

### (図書館間相互貸借システムによる依頼)

第 3 条 電子的手段による図書館間相互貸借システム（以下「ILL システム」という。）により文献複写を依頼しようとする者については、ILL システムによる文献複写の依頼書をもって文献複写申込書にかえることができる。

### (料金の納付)

第 4 条 文献複写の承認を受けた者は、別表に定める料金を納付するものとする。ただし、機構の予算により料金を支払う場合はこの限りではない。  
2 一旦納付した料金は、図書室の都合により文献複写を行えなくなった場合を除き還付しないものとする。

### 附 則

この宇宙科学研究本部長決定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 11 月 29 日 宇宙科学研究所長決定 令和第 1-8 号）  
この宇宙科学研究所長決定は、令和元年 12 月 1 日より施行する。

(別表)

電子式複写方式及びリーダープリンターによる文献複写料金

事 項	料 金	料 金
A3 判以下 1 枚につき	白黒	40円
	カラー	80円

1 複写料金他に、通信運搬費は実費を徴収する。